

地中熱施工管理技術者 登録の手引き

2022年11月10日

特定非営利活動法人 地中熱利用促進協会

I. はじめに

地中熱施工管理技術者資格試験に合格された方が、「地中熱施工管理技術者」と認定されるためには、地中熱施工管理技術者 登録規程（以下、「登録規程」という）に基づき、特定非営利活動法人 地中熱利用促進協会（以下、「本協会」という）に登録の申請を行い、本協会の「地中熱施工管理技術者 登録簿」に登録され、登録証の交付を受ける必要があります。

すなわち、地中熱施工管理技術者資格試験に合格しただけでは「地中熱施工管理技術者」に認定されません。

また、登録の有効期間を過ぎた場合も、同様の扱いとなります。登録の有効期間は原則 4 年間ですので、有効期間内に登録更新手続きが必要となります。

この登録の手引きは、地中熱施工管理技術者資格試験に合格された方が「地中熱施工管理技術者 登録簿」に登録されるために必要な新規登録手続き及び登録後の更新手続きについて、説明しています。登録制度の詳細については、登録規程をご覧ください。

なお、登録事項（住所、連絡先、勤務先等）が変わった場合は必ず「変更届出書」を提出し、変更手続きを行ってください。変更手続きが行われていないために「更新のご案内」などが届かなかった場合、本協会はその責を負いません。

II. 登録要件

登録規程第 4 条には次のように定められています。これを満たす方が、登録申請を行えます。

第 4 条 地中熱施工管理技術者に登録する者は、下記に定める基準を満たさなければならない。

- 一 本協会が実施する地中熱施工管理技術者の資格試験に合格した者、または資格試験免除制度により資格試験合格者と同等の権利が認められた者であること
- 二 資格試験合格後 4 年以上を経過した者、または地中熱施工管理技術者登録の有効期間を経過した者にあつては、登録更新講座を受講し修了した者であること
- 三 不正な行為または資格者としてふさわしくない行為がない者であること
- 四 地中熱施工管理技術者の登録が取消された者にあつては、登録を取り消された日から 4 年以上が経過した後に、再度受験資格を得て資格試験に合格し、登録申請手続きをした者であること。

III. 登録申請について

1. 新規の登録

地中熱施工管理技術者資格試験合格者が「地中熱施工管理技術者」と称して活動するためには、本協会の地中熱施工管理技術者登録簿に登録し、「登録証」の交付を受ける必要があります。

(1) 資格試験合格後 4 年以内に新規登録をする方

下記 5. 登録申請に必要な書類 (2) 新規登録申請（合格後 4 年以内）を揃えて、本協会に申請してください。

(2) 資格試験合格後 4 年以上経過して新規登録をする方、登録失効後再度登録する方

下記 5. (3) 新規登録申請（合格後 4 年以上経過）の書類を揃えて、本協会に申請してください。

2. 登録及び登録証

本協会は、地中熱施工管理技術者登録申請者に対して「地中熱施工管理技術者登録申請書」及びその他必要な添付書類の記載事項を審査し、当該申請者が地中熱施工管理技術者となる資格を有していると認めるときに、当該申請者を「地中熱施工管理技術者登録簿」に登録し、「地中熱施工管理技術者登録証」

及び「携帯登録証」を交付します。

「地中熱施工管理技術者登録簿」に登録された申請者は、その登録日付をもって、「地中熱施工管理技術者」を称することができます。

3. 登録の有効期間

詳細は登録規程第10条～第13条をご覧ください。また、別添の参考図「新規登録と更新登録の概要」もご覧ください。

- ① 登録の有効期間は、登録時期に関わらず試験に合格した日から4年を経過した年度末までとなり、それ以後も同様に4年を経過した年度末までとなります。
- ② 「地中熱施工管理技術者 資格試験」に合格後4年以内に新規登録を行う方の登録有効期間は、試験合格の日から4年間経過した年の年度末(3月末日)までとなります。
- ③ 地中熱施工管理技術者 資格試験」に合格後、4年以上を経過した後に新規登録を行う方の有効期間は、登録後最初に迎える4年毎の期限までとなります。
- ④ 登録の有効期間の満了以前に登録更新手続きを行わない場合は、満了日をもって登録が失効します。(ただし、登録が失効しても登録更新講座または地中熱施工管理講座を受講し新たに登録手続きをすれば、登録手続き完了の日から登録は有効となります。)
- ⑤ 登録の有効期間を過ぎた方が登録の更新を行う場合の有効期間は、更新後最初に迎える4年毎の期限までとなります。

4. 登録の更新

詳細は登録規程第10条～第13条をご覧ください。

(1) 登録の更新の案内

登録の有効期間が1年未満となった登録者には登録更新の手続き及び登録更新講座に関し、必要な事項についてご案内致します。

(2) 登録の更新

- ① 現在有効な登録有効期間満了の翌日から登録を継続したい方は、登録の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、登録規程第11条に基づき登録の更新の申請を行ってください。
尚、この場合、登録の有効期間満了日の前1年以内に、本協会が実施する登録更新講座または地中熱施工管理講座を受講し、修了していることが条件となります。
- ② やむを得ない理由により登録更新講座または地中熱施工管理講座を受講できなかった場合、その理由を添えて申請し、本協会が認めた場合に限り、登録の有効期限を1年間登録延長することができます。
この手続きをされた方は、1年間の登録延長中に登録更新講座または地中熱施工管理講座を受講し、修了証書の写し等を本協会宛に提出してください。修了証書の写し等の提出がない場合は、登録規程第15条第2項に基づき、元の登録の有効期間終了日に遡り登録は取消されます。
- ③ 登録の有効期間の満了以前に登録更新手続きを行わなかった方は、満了日をもって登録が失効します。ただし、登録が失効しても登録更新講座または地中熱施工管理講座を受講し登録手続きをすれば、登録手続き完了の日から登録は有効となります。

5. 登録申請に必要な書類

(1) すべての登録申請に共通して必要な書類

- ① 地中熱施工管理技術者 登録申請書 (様式第1号)
- ② 登録証用写真 (2枚を上記①の申請書の2枚目に貼付のこと)
 - イ. カラー、白黒どちらでもかまいません。
 - ロ. 脱帽・正面上半身(縦3cm×横2.5cm)のもので、申請日前6ヶ月以内に撮影したものに限りです。
 - ハ. ポラロイド、スナップ写真及びサングラス着用のもの等は無効です。
 - ニ. 写真の裏面に氏名を必ず記入してください。

- ③ 登録手数料 振替払込受付証明書（上記①の申請書の2枚目に貼付のこと）
- (2) 新規登録申請（合格後4年以内）
上記（1）の①～③以外に必要な書類はありません。
- (3) 新規登録申請（合格後4年以上経過）
詳細は登録規程第5条第3項をご覧ください。
上記（1）の①～③以外に、次の書類が必要です。
- ④ 「地中熱施工管理技術者 登録更新講座」または「地中熱施工管理講座」の修了証書の写し（1通）
※登録申請までに、登録更新講座または地中熱施工管理講座を受講していることが必要です。また、登録更新講座修了証書の有効期限は、講座受講後1年間です。
- (4) 更新登録申請
上記（1）の①～③以外に、次の書類が必要です。
- ④ 「地中熱施工管理技術者 登録更新講座」または「地中熱施工管理講座」の修了証書の写し（1通）
尚、登録更新講座修了証書の有効期限は、講座受講後1年間です。
- (5) 更新登録申請（登録有効期間内に登録更新講座または地中熱施工管理講座を受講できず、登録の有効期間の延長を願い出る方）
※本ケースは例外的措置です。やむを得ないと認められない限り、延長は認められません。
上記（1）の①～③以外に、次の書類が必要です。
- ⑤ 登録更新講座または地中熱施工管理講座を受講できなかった理由書
※1年間の登録延長期間内に実施される登録更新講座または地中熱施工管理講座を受講し、30日以内に修了証書の写しを本協会宛に提出すること。

参考： 必要書類のまとめ	(2) 新規登録 (4年以内)	(3) 新規登録 (4年以上経過)	(4) 更新登録 (有効期限内)	(5) 更新登録 (有効期間延長)
①登録申請書	○	○	○	○
②写真	○	○	○	○
③手数料払込証明書	○	○	○	○
④更新講座修了証		○	○	※
⑤理由書				○

※ (5)の⑤参照

6. 登録手数料の払込み

- (1) 登録手数料
- ① 新規登録申請：11,000円（消費税込）
② 更新登録申請：11,000円（消費税込）
- (2) 登録手数料振込先

振込銀行名	三菱UFJ銀行 荻窪支店(店番157)
預金の種別	普通預金
口座番号	0196272
口座名	特定非営利活動法人 地中熱利用促進協会

※振込手数料は、振込者が負担ください。

7. 登録申請書類等の提出

- (1) 提出方法
登録申請書類等の提出は、角2封筒（A4サイズが入る封筒）に関係書類を同封の上、必ず簡易書留郵便で送付してください。
- (2) 提出先

IV. その他の諸手続

1. 登録事項の変更

詳細は登録規程第14条をご覧ください。

地中熱施工管理技術者登録事項のうち、下記事項に変更が生じた場合には、速やかに本協会へ「変更届出書」(様式第3号)を提出してください。

- (1) 「氏名」、「所属する会社」など、登録証および携帯登録証の記載事項に変更が生じた場合
変更届出書、写真(縦3cm×横2.5cm)1枚、登録証及び携帯登録証、下記再交付手数料の振替
払込受付証明書を提出
登録証・携帯登録証(2枚1組)の再交付手数料・・・5,500円(消費税込)
- (2) 現住所など登録証および携帯登録証の記載事項以外の項目に変更が生じた場合
変更届出書を提出

2. 地中熱施工管理技術者 登録証・携帯登録証の各再交付申請手続

詳細は登録規程第9条をご覧ください。

登録証及び携帯登録証を汚損したり、紛失したりした場合には、遅滞なく登録証・携帯登録証再交
付申請書(様式第2号)と写真(縦3cm×横2.5cm)1枚に下記再交付手数料の振替払込受付証明書を
添えて、本協会に提出してください。

登録証・携帯登録証(2枚1組)の再交付手数料・・・5,500円(消費税込)

3. 登録の取り消し

詳細は登録規程第15条をご覧ください。

次のいずれかの事項に該当する場合には、本協会は資格制度管理委員会が審査した上で当該登録者
の登録を取り消すものとします。

- (1) 虚偽または不正の事実に基づいて地中熱施工管理技術者資格試験を受験し、あるいは、登録を受
けたことが判明したとき。
- (2) 登録申請書の重要な事項についての虚偽の記載があることが判明したとき。
- (3) 正当な理由がなくて、登録有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかったとき。または、変更
届出書の提出を怠ったとき。
- (4) 登録の要件を欠くに至ったとき。
- (5) 地中熱施工管理技術者の信用を傷つけ、またはふさわしくない行為があったとき。
- (6) 登録規程第13条により、登録期間延長を行った者が、登録更新講座修了証書の写しを提出しな
かったとき。

4. 登録技術者数の情報掲載

本協会のホームページにて、所属企業・団体ごとの地中熱施工管理技術者 登録技術者数の掲載を行
います。掲載の承諾について、登録申請書の『「登録状況」への掲載』欄から選択してください。

V. 請求・申請及び問合せ先

本登録に関する請求・申請・問合せ等について、下記までお願い致します。

特定非営利活動法人 地中熱利用促進協会

地中熱施工管理技術者資格制度事務局

〒167-0051 東京都杉並区荻窪 5 丁目-29-20 パシフィックアークビル 5 階

TEL/FAX : 03-3391-7836

e-mail : geohpajs@geohpaj.org

改定履歴 : 2022 年 11 月 10 日更新

以 上

地中熱施工管理技術者 登録申請書

特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 殿

地中熱施工管理技術者の登録を申請いたします。

申請年月日 年 月 日

※登録番号			※交付日	年 月 日	
ふりがな					性別
氏名	姓	名		男・女	
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満年齢 歳)				
登録区分	() 一級 () 二級	申請 区分	() 新規 ⇒ 受験番号 () () 更新 ⇒ 登録番号 ()		
(ふりがな) 現住所	〒 —				
電話番号	(建物名等・部屋番号)				
メールアドレス	—	—	自宅・呼出・携帯		
(ふりがな) 勤務先名称					
(ふりがな) 勤務先所在地	〒 —				
電話番号	(建物名等・部屋番号)				
メールアドレス	—	—	(内線番号)		
案内送付先	() 自宅 () 勤務先	メール連絡先		() 自宅 () 勤務先	
「登録状況」 への掲載	() 承諾する () 承諾しない	承諾の場合、地中熱利用促進協会のホームページに所属会社ごとの登録技術者数を集計して掲載いたします。			

地中熱施工管理技術者 登録申請書作成上の留意事項

1. 筆以外の黒または青字の筆記用具を使用し、文字は楷書で正確に記入すること。(パソコン等により作成可)
2. ※印欄は記入しないでください。
3. 勤務先名称、所在地、電話番号は、会社等の名称、支店や所属部署等の名称とその電話番号も記入して下さい。

私は上記事項について、虚偽の記載をせず、事実を隠蔽しないことを誓います。

年 月 日 氏名 印

※注：写真、振替払込受付証明書は、2枚目に貼付して下さい

写 真 貼 付 欄

のりしろ	のりしろ
年 月 日撮影	

1. 縦 3 cm×横 2.5 cm
脱帽・正面上半身のもの
2. 上部のりしろに貼付
3. 撮影後 6 ヶ月以内
4. 不鮮明なものは無効
5. カラー・白黒とも可
6. 写真裏面に氏名を記入

振替払込受付証明書

登録証・携帯登録証再交付申請書

年 月 日

〒 _____
住所 _____
TEL : _____
申請者 _____

特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 殿

下記の理由により、地中熱施工管理技術者登録証・携帯登録証の再交付を申請いたします。

1. 登録番号	
2. 氏名	
3. 勤務先	
4. 再交付登録証	登録証 ・ 携帯登録証
5. 再交付申請理由	
6. 破損または紛失した年月日	年 月 日
7. 有効期限	年 月 日

振替払込受付証明書

写真貼付欄



年 月 日撮影

1. 縦3 cm×横2.5 cm
脱帽・正面上半身のもの
2. 上部のりしろに貼付
3. 撮影後6ヶ月以内
4. 不鮮明なものは無効
5. カラー・白黒とも可
6. 写真裏面に氏名を記入

変更届出書

年 月 日

〒

住所 _____

TEL : _____

申請者 _____

特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 殿

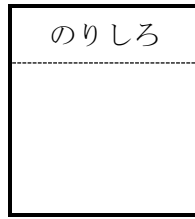
登録証記載事項に下記のとおり変更が生じたため、登録証・携帯登録証を添えて届け出ます。

登録番号			
氏名			
(ふりがな) 現住所	〒 ー		
電話番号	ー ー	自宅・呼出・携帯	
メールアドレス			
(ふりがな) 勤務先名称			
(ふりがな) 勤務先所在地	〒 ー		
電話番号	ー ー	(内線番号)	
メールアドレス			
案内送付先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先	メール連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先
「登録状況」への掲載	<input type="checkbox"/> 承諾する <input type="checkbox"/> 承諾しない	承諾の場合、地中熱利用促進協会のホームページに <u>所属会社ごとの登録技術者数</u> を集計して掲載いたします。	

(留意事項)

1. 該当する変更事項のみ記入すること

写 真 貼 付 欄



年 月 日撮影

1. 縦 3 cm×横 2.5 cm
脱帽・正面上半身のもの
2. 上部のりしろに貼付
3. 撮影後 6 ヶ月以内
4. 不鮮明なものは無効
5. カラー・白黒とも可
6. 写真裏面に氏名を記入

振替払込受付証明書